

議案第 1 1 号

狭山市難病患者福祉手当支給条例の一部を改正する等の条例

(狭山市難病患者福祉手当支給条例の一部改正)

第 1 条 狭山市難病患者福祉手当支給条例（昭和 5 4 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「4, 0 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改める。

(狭山市難病患者福祉手当支給条例の廃止)

第 2 条 狭山市難病患者福祉手当支給条例は、廃止する。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成 2 8 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の狭山市難病患者福祉手当支給条例第 3 条の規定は、平成 2 8 年 4 月以後の月分の難病患者福祉手当の額について適用し、同年 3 月以前の月分の難病患者福祉手当の額については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定の施行の日前の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

難病患者に対する支援制度が拡充されている状況を鑑みるとともに、今後求められる福祉施策の充実を図るため、難病患者福祉手当の額を改めるとともに、平成 2 8 年度末をもって同手当を廃止したいので、この案を提出するものである。